

浄化槽清掃業許可証

営業所在地名	埼玉県比企郡小川町大字角山1045番地 小川清掃 株式会社 代表取締役 原 一
清掃業の内容	浄化槽の清掃
取扱廃棄物の区分	浄化槽汚泥
営業の区域	ときがわ町全域
取扱料金	別途料金表に定める額以内
許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
許可条件	<ol style="list-style-type: none">1 浄化槽法及び一般廃棄物処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守するとともに町及び小川地区衛生組合の指示に従うこと。2 環境衛生上支障の生じないように留意し、必要な措置を講ずるとともに町の指示に従うこと。3 浄化槽の清掃実施に当たっては、従業員の研修に努めると共に常にその実施状況を確認すること。4 清掃の実施結果の報告を励行するとともに改善措置を要するもの等については、早急に報告し措置すること。5 廃棄物の収集、運搬には十分注意し、万一問題が起こった場合は、自ら一切の責任をもって解決すること。6 車両は常に整備し、清潔を保つこと。7 作業実施、料金の改定に当たっては、事前に町と協議のこと。

ときがわ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条第3項により上記のとおり許可する。

令和6年2月16日

ときがわ町長 渡 邊 一 美

